

厚生労働省の研究活動の不正行為への対応について

1. これまでの流れ

(1) 総合科学技術会議

平成 18 年 2 月 28 日総合科学技術会議本会議にて「研究上の不正に関する適切な対応について」を検討。総合科学技術会議議長より各大臣宛に、これを踏まえた対応を期待する旨、意見具申がなされた。

「研究上の不正に関する適切な対応について」要旨

- ・ 研究上の不正は科学技術及びこれに係わる者に対する信頼を傷つけ、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼす。
- ・ 総合科学技術会議は、研究者コミュニティ、関係府省、大学及び研究機関がそれぞれの立場において、倫理指針や研究上の不正に関する規程を策定するよう求める。
- ・ 関係府省は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱いについて明確にする。配分先となる組織に対して、研究上の不正に関する規程の策定及び不正の防止に向けた対応を求める。

(2) 文部科学省

「科学技術・学術審議会／研究活動の不正行為に関する特別委員会」を開催（平成 18 年 3 月 17 日より 8 月 8 日まで）。パブリックコメントを経て「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて 研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」を取りまとめたところ。

(3) 日本学術会議

「科学者の行動規範に関する検討委員会」を開催（平成 17 年 12 月 28 日より平成 18 年 4 月 5 日まで）。平成 18 年 4 月 11 日に開催した第 148 回総会にて、「科学者の行動規範（暫定版）」等の文書を決定。学協会、大学、研究機関に送付。意見等を収集中。

(4) 厚生労働省

平成 18 年 7 月 27 日に科学技術部会において、「厚生労働省の科学研究における研究上の不正への対応について」を検討。部会及び各府省の動向等を踏まえつつ、指針の検討を開始。

2. 今後の対応（案）

- | | |
|------------|---|
| 9 月～ | ・ 厚生労働省の研究活動の不正行為に対する指針を作成中。 |
| 10 月 | ・ 厚生労働科学研究費補助金公募要項に記載。 |
| 12 月 | ・ 厚生労働省の研究活動の不正行為に対する指針（案）を科学技術部会において審議。 |
| 19 年 3 月まで | ・ 平成 18 年度中に厚生労働省の研究行為に対する指針を策定し、平成 19 年度の厚生労働科学研究費補助金取扱規程及び各研究事業の取扱規程等に反映。 |